利用規約

古物営業法に基づく表示

古物の売買や交換等の営業活動である古物営業を営む古物商は、古物営業法により、都道府県公安委員会の許可を得なければ営業する事が出来ません。 弊社では、下記に記載しております都道府県公安委員会より許可を取得し、古物営業活動を行っております。

大阪府公安委員会　第 622280125765 号

お売りいただく際の注意点

■付属品について

お売りの際は付属品類を忘れないようご注意ください。また、ホコリや汚れ、シミ･落書きなどはキレイに清掃してからお売りください。

- 取扱説明書、スイッチキャップなど標準添付の付属品を忘れないようご注意ください。標準付属品が欠品している場合は、減額・買取不可となる場合があります。
- お申し込みいただいた物品に破損・汚損がある場合は、減額・買取不可となる場合があります。
- 物品の状態により、買取ができない場合がございます(改造品や、日焼け・タバコの臭い/焦げ・タバコ汚れがある本体など)。

■本人確認書類のご提示

不要になった機器などをお売りいただく場合、本人確認書類が必要となります。必ず「氏名」「現住所」「生年月日(年齢)」が確認できる本人確認書類をご用意ください。本人確認書類がない場合は買取できません。

●運転免許証

・公安委員会発行のもののみ有効です。

※海外発行の国際免許を除きます。

・仮運転免許証も有効です。

●各種健康保険被保険者証

・住所の記載がない場合や、訂正がある場合は 補助書類が必要です。

●パスポート

・住所が未記入は無効です。

・訂正されている場合は補助書類が必要です。

●在留カード

●住民基本台帳カード(B タイプ)

●学生証

・顔写真付きのみが有効です。

・氏名・生年月日が未記入のものは無効です。

●住民票の写し

・発行後 3 ヶ月以内のご本人の氏名、現住所記載の原本

・住民票の写しはお住まいの地域によりコンビニでも発行できます！詳しくはお住まいの自治体の HP 等でご確認ください。

●公的機関が発行した各種免許証

・無線免許、船舶免許、雇用保険受給資格者証など

・氏名、生年月日などが未記入のものは無効です。

■有効な補助書類

●公共料金（電力会社・水道局・ガス会社）の領収書※本人名義と現住所が記載された、発行日から 3 ヶ月以内の原本が有効です。

●電話料金（固定・携帯）の領収書※本人名義と現住所が記載された、発行日から 3 ヶ月以内の原本が有効です。

●NHK 放送受信料の領収書※本人名義と現住所が記載された、発行日から 3 ヶ月以内の原本が有効です。
●住民票※本人名義と現住所が記載された、発行日から 3 ヶ月以内の原本が有効です。
●印鑑登録証明書※本人名義と、発行日から 3 ヶ月以内の原本が有効です。
●行政機関発行の領収書（市民税・自動車税など）※本人名義と現住所が記載された、発行日から 3 ヶ月以内の原本が有効です。

※コピーは不可になります。

- 古物営業法により、取引相手の確認が義務付けられています。
  本人確認書類をご呈示されない場合は買取りできませんので、ご注意ください。
- 有効期限切れ、海外で発行された免許証、住所変更をされていない場合、記載事項が最新でない本人確認書類はご利用できません。
- 本人確認書類は「氏名」「現住所」「生年月日(年齢)」が確認できるものをご用意ください。
  「氏名」「現住所」「生年月日(年齢」が確認できない場合は買取できません。
- 所轄警察署の指導により、ご呈示・ご提出していただいた本人確認書類およびお申し込み品に関してご質問をさせていただく場合があります。
- 電話・郵送などによりご本人確認をさせていただく場合があります。
- ご呈示・ご提出していただいた本人確認書類の種別・番号などは、お客様の個人情報とともに古物営業法に従い古物台帳として保管し、取扱いも同等といたします。

■その他注意事項

- 査定の結果、不完全動作品・不完全商品は買取不可、または査定不可とさせていただく場合があります。